

「特定基地局開設料の標準的な金額に関する研究会 報告書(案)」に対する意見と研究会の考え方

1. 特定基地局開設料の標準的な金額を試算する意義・背景.....	- 2 -
2. 周波数の経済的価値を踏まえた標準的な金額の算定方法.....	- 3 -
3. 「比較法」を用いた算定方法.....	- 5 -
4. 標準的な金額の算定における各事項の補正.....	- 6 -
5. 特定基地局開設料の標準的な金額の試算	- 9 -
6. 特定基地局開設料の標準的な金額に基づいた審査等の在り方	- 10 -
7. その他.....	- 12 -

1. 特定基地局開設料の標準的な金額を試算する意義・背景

No.	意見提出者	提出された意見	考え方
1	KDDI 株式会社	標準的な金額の算出について、事業者が提示する金額の予見可能性に資する報告書の取りまとめを実施いただき感謝いたします。 電波という有限希少な資源を有効利用し、お客様に快適なサービスを提供することが携帯電話事業者の責務であると考えております。電波有効利用成長戦略懇談会の報告書にも記載されているとおり、特定基地局開設料の高騰は設備投資の抑制につながるおそれがあるものと考えます。諸外国においても、事業環境の変化に伴う設備投資抑制を避けることを目途に、オークション金額の見直しを事業者が求めている事例があるとおり、電波の有効利用及び携帯電話市場の競争促進の観点から、指標となる標準的な金額については適切な設定が必要であると考えます。	本報告書案への賛同意見として承ります。 なお、ご指摘の特定基地局開設料の標準的な金額の適切な設定につきましては、総務省において、本報告書の内容に沿って、標準的な金額を的確に算定することにより、開設計画の申請者への予見可能性を確保しつつ、特定基地局開設料制度が適切に運用されるのが適当であると考えています。
2	楽天モバイル株式会社	本研究会において標準的な金額に関する検討が行われている特定基地局開設料制度については、電波有効利用成長戦略懇談会の提言を踏まえ、Society 5.0 の基盤となる 5G (第 5 世代移動通信システム) の迅速かつ円滑な普及・高度化を図り、電波の有効利用を促進するため、2019 年の電波法改正により制度化されたものですが、本制度により新たな周波数の割当てに際し、その周波数の価値に応じた金額が携帯電話事業者の費用として加わることになります。この新たな費用が高額化すれば、本制度が意図していた国民が 5G 等により得られる便益よりも、携帯電話のインフラ整備の遅延や、携帯電話料金等に転嫁されることによる料金の高額化や高止まり等、国民の負担が増加する恐れがあります。 よって特定基地局開設料制度の運用や今後の周波数割当てに係る制度の見直しに当たっては、特定基地局開設料の高額化を防ぐ措置や事業者間の公正な競争を促す措置の導入が必要であると考えますし、また国民の利益につながる携帯電話料金の引き下げを促すために、低廉な料金でサービスを提供する事業者に優先的に周波数が割り当てられるような措置についても要望します。	特定基地局開設料制度においては、Society 5.0 時代に向けて、電波利用のニーズが飛躍的に拡大すると見込まれる中、周波数の経済的価値をより高く評価し、電波の更なる有効利用により多くの収益を上げようとする者に周波数が割り当てられることによって、電波の更なる有効利用を確保するために導入されたものです。他方で、ご指摘のとおり、電波の一層の有効利用を促進するための制度であることから、事業者にとって過度な負担が生じること等により、我が国の携帯電話インフラの整備が遅れるといった事態が生じないよう、適切に制度を運用していくことが重要であると考えています。 したがって、標準的な金額の算定に当たっては、本報告書案に基づき算定されるとともに、必要に応じて有識者からの意見等を反映できる場を設定することなどにより、標準的な金額を過小又は過大に評価することのないようにすることが適当であると考えます。加えて、当該算定に当たっての考え方は、総務省のホームページに掲載するなど、あらかじめ公表することが望ましいと考えます。 なお、低廉な料金でサービスを提供する事業者に優先的に周波数を割り当てる措置につきましては、標準的な金額の算定に当たっての考え方等を示した本報告書案の内容とは直接関係がないと考えますが、総務省における今後の施策の参考とされることが適当であると考えます。

2. 周波数の経済的価値を踏まえた標準的な金額の算定方法

No.	意見提出者	提出された意見	考え方
1	株式会社 NTT ドコモ	提案された算定手法の中で「AP 法」、「収益還元法」については報告書(案)の通り現実的ではないと考えます。 現時点において、「比較法」を目安として用いることに関しては賛同します。	本報告書案への賛同意見として承ります。
2	ソフトバンク株式会社	日本ではこれまで、オークションによる周波数の経済的価値に着目した割当て方式ではなく、「比較審査方式」のもと、携帯電話事業者への一定のインフラ整備義務の上で、事業者間の設備競争を促すことで電波の有効利用を図り、結果として世界と比して高水準の携帯電話インフラ整備を実現してきたものと承知をしています。 また、今後の 5G エリア展開においては、携帯電話事業者が自ら基地局整備の前倒しを宣言しており、5G 展開への取り組みは、今後益々加速化していくものと認識しています。 さらに、「Beyond5G 推進戦略」(令和 2 年 6 月 30 日公表)において、国の目標として当初整備計画の 3 倍となる約 21 万局以上の 5G 基地局整備が示されていることから、「Beyond5G Ready」の環境づくりに向けて、官民一体となつての携帯電話インフラ整備の取り組みが必要不可欠です。 このような状況の中、特定基地局開設料という新たな制度の運用により、過度に事業者追加的負担を強いることは、今後の携帯電話事業者の設備投資や、上述の国としての取り組みにマイナスの影響を及ぼすことも否定できません。よって、「標準的な金額」は、携帯電話インフラ整備への影響を慎重に見極めた上で決定すべきです。 特に、本報告書(案)で示されている「比較法」による「標準的な金額」の設定においては、他国のオークション落札金額を参照することから、オークションにより過度に価格高騰した国の結果までもが、当該金額に反映されてしまうことが懸念されます。 したがって、他国のオークション結果のバラつきを平準化し、適切な「標準的な金額」を算定するためにも、例えば、「最低入札価格」に対して十倍以上の落札価格をつけた国(イタリアの 3.7GHz 帯は約 11 倍、ドイツ 3.6GHz 帯は約 84 倍等)は、過度な高騰の事例として算定の対象から除外するといった対応等が必要と考えます。 加えて、本報告書(案)で示されている通り、「標準的な金額」は、「エリアカバー	特定基地局開設料制度においては、Society 5.0 時代に向けて、電波利用のニーズが飛躍的に拡大すると見込まれる中、周波数の経済的価値をより高く評価し、電波の更なる有効利用により多くの収益を上げようとする者に周波数が割り当てられることによって、電波の更なる有効利用を確保するために導入されたものです。他方で、ご指摘のとおり、電波の一層の有効利用を促進するための制度であることから、事業者にとって過度な負担が生じること等により、我が国の携帯電話インフラの整備が遅れるといった事態が生じないよう、適切に制度を運用していくことが重要であると考えています。 したがって、標準的な金額の算定に当たっては、本報告書案に基づき算定されるとともに、必要に応じて有識者からの意見等を反映できる場を設定することなどにより、標準的な金額を過小又は過大に評価することのないようにすることが適当であると考えます。加えて、当該算定に当たっての考え方は、総務省のホームページに掲載するなど、あらかじめ公表することが望ましいと考えます。 また、他国のオークション結果の取扱いにつきましては、諸外国のオークション結果の金額について、標準的な金額の算定の際に、一定の基準を設定の上、参照するかどうかを判断することは困難であることから、特定の国のオークション結果の金額を参照しないことは適当ではないと考えます。 今後策定される開設指針での配点バランスにつきましては、報告書案において、エリアカバーの計画や、安全・信頼性対策等の他の重点的な審査項目と同等の配点を設定することが適当としております。

		の計画」や「安全・信頼性対策」等の項目と同じように、あくまで審査項目の 1 つです。今後策定される開設指針での配点バランスについては、本制度の配点が高他の項目に対して支配的にならないよう、慎重な検討を希望します。	
--	--	---	--

3. 「比較法」を用いた算定方法

No.	意見提出者	提出された意見	考え方
1	株式会社 NTT ドコモ	「比較法」を用いる場合は適切な補正が必要だと考えており、算定の枠組み、考慮すべき事項等の算定に当たっての基本的な考え方について賛同します。	本報告書案への賛同意見として承ります。

4. 標準的な金額の算定における各事項の補正

No.	意見提出者	提出された意見	考え方
1	株式会社 NTT ドコモ	ミリ波に関して、例えば 28GHz 帯と 40GHz 帯における今後の検討等において、帯域による用途・技術的難易度の違いがあるとされた場合等は新たな係数の設定を要望します。 標準的な金額の明示の際、本係数(事務局注:「オークション結果のある国数に占める当該帯域を使用している国数の割合及びオークション結果のある国の経済規模の総和に占める当該帯域を使用している国の経済規模の総和の割合の積」)の値のみではなく算定過程についても公表を要望します。 今後のサービス提供状況により周波数幅に比例しない等が確認された場合は、係数の見直しを要望します。 標準的な金額の明示の際、一定程度差し引く額のみではなく算定過程についても公表を要望します。 昨今の激甚化している災害発生状況や他国との影響状況の違い等から、社会インフラとして機能させるべく指定公共機関として対策すべき災害対策に係る費用は差し引く等の補正を行うべきだと考えます。 また、「災害対策に係る経費については、周波数割当てによって新たに発生する費用ではなく」とありますが、災害対策は特定の周波数帯域に限って行うのではなく、継続的且つネットワークータルで行っていくことが、ユーザー利用観点において肝要です。社会インフラとして機能させるため、新たな周波数割当て時においても補正が必要だと考えます。	帯域による用途・技術的難易度の違いによる新たな係数の設定につきましては、報告書案において「ミリ波帯など技術開発途上にある周波数を割り当てる場合等においては、将来の技術の進展等も念頭に置くことが必要である。」としており、標準的な金額の算定にあたって、考慮すべき事項の中で、考慮されることが適当であると考えます。 算定過程の公表につきましては、報告書案において「標準的な金額の算定に当たっての考え方は、総務省のホームページに掲載するなど、あらかじめ公表することが望ましい」としており、算定過程も標準的な金額の算定に当たっての考え方に含まれるものと考えます。 今後のサービス提供状況により周波数幅に比例しない等が確認された場合における係数の見直しにつきましては、ご指摘を踏まえて、「おわりに」の項に以下の文言を追加します。 なお、今後、5G等の電波の利用状況等の事情の変化を踏まえて、標準的な金額の算定に当たっての考え方についても必要に応じて見直していくことが適当である。 災害対策に係る経費につきましては、周波数割当てによって新たに発生する費用ではなく、一定の対策が義務付けられている中で、各事業者において従来から対策費用を計上しているものであること、さらに、災害対策費用に該当するか否かの外延を定義することが困難であることから災害対策に係る費用を差し引く等の補正を行うことは困難と考えます。
2	ソフトバンク株式会社	本報告書(案)では、伝搬特性と設備単価の観点から Sub6 に対して「1」、ミリ波に対して「1/2」の係数を設定する案が示されていますが、技術的特性についても、一定程度考慮することが必要です。 ミリ波については、今後活用が期待される帯域であり、技術的発展の途上であることから、現時点において定量的かつ精緻な係数を設定することは困難と考えられる一方で、Sub6 帯においては既に携帯電話事業者でも広く採用されており、Sub6 の中でも低い帯域と高い帯域では伝搬特性が大きく異なることから、より詳細な係数設定が可能と考えます。	周波数帯による補正の係数につきましては、用途・技術的難易度を踏まえて設定しております。また、用途・技術的難易度によらない考え方についても、帯域ごとの差異を定量的かつ精緻に補正する係数を設定することは困難だと考えます。 他の無線通信システムとの共用等を踏まえた補正につきましては、周波数の割当て前の段階で個々のシステムとの調整状況を把握することは困難だと考えます。 また、標準的な金額の算定に当たっての考え方につきましては、報告

	例えば、Sub6 内における通信規格に着目して、「FDD 方式」と「TDD 方式」で区分する方法や電波利用料における無線局区分を参照して区分する方法等も考えられます。このように、周波数特性による係数の設定方法は本報告書(案)で示されている方法の他にも、技術的特性のみならず複数の考え方が可能です。したがって、携帯電話事業者による設備投資やエリア整備に関する利活用の実態に基づいた係数設定となるよう、関係者の意見を募りながら検討が進められることが望ましいと考えます。 本報告書(案)で示されている係数は、1 または 1/2 の 2 種類であることから、どちらの係数が適用されるか次第で、経済的価値の算定において、大きな影響があります。 加えて、例えば「共用」の観点では、割り当て対象の周波数帯において、移行が決まっている無線システムが存在した場合、移行完了までの期間は実質的に「共用」となることが想定される等、割り当て対象の周波数帯や既存システムの利用状況によって、係数適用の判断の際に多様な考え方が可能です。 したがって、係数適用有無の判断においては、当該判断の根拠となる考え方を明確にした上で、割り当て後に活用される無線システムの実態を極力反映することが望ましく、関係者の意見も踏まえながら、慎重に検討いただくことを希望します。 災害対策等については、これまでも事業者による創意工夫のもと実施しており、「令和元年房総半島台風」や直近の「令和 2 年 7 月豪雨」のように、昨今の日本における災害規模は、気候変動の影響を受けて甚大になってきています。 事業者における災害対策に係る費用負担は、これまで以上に増加していくものと推測され、今後も継続的な災害対策の取り組みが重要であると認識しています。 本報告書(案)においては、災害対策等に係る費用を「標準的な金額」から差し引くことはしない旨の方向性が示されていますが、我が国における従来からの災害の多さに加えて、昨今の災害規模を鑑みれば、事業者による適切な情報開示のもと、一定程度を当該金額から差し引くことが適当であると考えます。 このような災害対策に係る費用を差し引くことは、これらの事業者による取り組みを一層後押しし、自然災害に強い携帯電話インフラの整備に寄与することも期待できます。 また、昨今の新型コロナウイルスによる急激な経済減速等、予見し難い事情が生じた場合は、上述したような自然災害に限らず「標準的な金額」の見直しや減	書案において、「標準的な金額の算定に当たっての考え方は、総務省のホームページに掲載するなど、あらかじめ公表することが望ましい」とされているほか、標準的な金額が明示された開設指針は、パブリックコメントや電波監理審議会への諮問の手続きを経ることとなっておりますので、透明性・公平性を確保しつつ、関係者等の意見を踏まえて策定されるものと考えます。 災害対策等に係る経費につきましては、周波数割当てによって新たに発生する費用ではなく、一定の対策が義務付けられている中で、各事業者において従来から対策費用を計上しているものであること、さらに、災害対策費用に該当するか否かの外延を定義することが困難であることから災害対策に係る費用を差し引く等の補正を行うことは困難と考えます。 なお、予見しがたい事情が生じた場合については、報告書案のとおり、手続面において必要な対応を検討することが適当であると考えます。
--	---	---

		免等、手続き面において柔軟な対応が可能となる制度設計を希望します。	
3	KDDI 株式会社	今後想定されている携帯電話システムにおけるテラヘルツ波等の広帯域な周波数利用に鑑みると、帯域幅に比例した係数の設定は、標準的な金額が過大に評価されるおそれがあります。技術の進展等を加味し、開設指針の策定にあたっては適切な係数が設定されることが必要であると考えます。 携帯電話事業者は、終了促進措置に係る費用負担の有無や金額の多寡を踏まえた上で、希望する周波数を策定するものと考えます。また、終了促進措置に係る費用負担に加えて、高額な特定基地局開設料を支払うことになると、設備投資が抑制されるおそれがあります。そのため、「終了促進措置の費用には経済的価値が一定程度反映されているものと言え、一定程度差し引く」との考え方に賛同いたします。	周波数幅に応じた補正の係数につきましては、多様で柔軟な周波数利用が可能になる特徴を反映しているほか、周波数幅の増加に応じて少なくとも利用者の収容能力の向上や高速化などが実現することから、経済的価値の下限値を反映していると考えられますので、一定の周波数幅を単位とした係数設定が適当であると考えます。なお、報告書案において、技術開発途上にある周波数を割り当てる場合等においては、将来の技術の進展等も念頭に置くことが必要としております。 終了促進措置の費用負担に関する意見につきましては、本報告書案への賛同意見として承ります。
4	楽天モバイル株式会社	「終了促進措置」の費用については、「第二段階」において一定程度差し引くこととされていますが、終了促進措置費用は割り当てられた周波数を利用するために追加で必要となるものですので、基本的に全額を差し引いていただくことが適当であると考えます。 本報告書では、日本の経済規模に応じた補正の考え方として、IMF の購買力平価 GDP を用いることとされています。ただし、東名阪バンド/東名阪以外バンドのように、周波数の使用地域を限定し、当該地域において占用利用として割り当てられる場合もありますので、このような場合についても、特定基地局開設料の金額を適正に設定していただく必要があると考えます。例えば、使用地域を限定して割り当てる場合には、割当て対象地域の経済規模を反映させるため、当該地域の域内 GDP などにより補正する等の手法が適切であると考えます。	終了促進措置に係る費用と周波数の経済的価値は性質が異なるため、本来は同一に評価し、差し引かれるものではないと考えられます。しかしながら、実際にその周波数を利用するには終了促進措置に係る費用負担が必要となること、終了促進措置の実施により移行が早まることで割り当てられた周波数の早期利用が可能となることなどから、終了促進措置の費用には周波数の経済的価値が一定程度反映されていると言えるため、周波数の経済的価値から終了促進措置に係る費用を全額差し引くことは適当ではないと考えます。 また、日本の経済規模に応じた補正の考え方につきましては、使用地域を限定して周波数を割り当てる場合には、御指摘のとおり割当て対象地域の経済規模を反映させることが適当であることから、標準的な金額の算定に当たって、我が国の経済規模等を踏まえた補正に際には、こうした考え方に沿って算定されるのが適当と考えます。

5. 特定基地局開設料の標準的な金額の試算

No.	意見提出者	提出された意見	考え方
1	ソフトバンク株式会社	「標準的な金額」における数値の範囲について、複数方法が例示されており、どの方式を採用するか、客観的に合理的な説明が尽くされることが重要です。 他方で、「標準的な金額」を過小または過大評価してしまうことは、結果として、申請する事業者の予見可能性を狭めてしまい、適切な金額算定が困難となる可能性があります。 本報告書(案)では、事業者による合理的な金額算定が可能となるよう、「有識者による意見等を反映できる場」の設定等により、このような事態を未然に防ぐことが示されていますが、予見可能性を一層高める上では、実際に申請する「事業者の意見等を反映出来る場」も設定し、双方の意見を考慮しながら検討を進めていくことが、効果的なアプローチであると考えます。	事業者の意見の反映につきましては、算定された標準的な金額が明示された開設指針に基づく開設計画の認定(周波数の割当て)に当たって、既存の携帯電話事業者のみならず、新規の法人が開設計画の申請を行う可能性もあるため、公平性の観点から既存事業者の意見等を反映できる場を設定することは適当ではないと考えます。ただし、標準的な金額が明示された開設指針の策定は、パブリックコメントや電波監理審議会への諮問といった手続を経ることとなっており、透明性・公平性を確保しつつ、関係者等の意見を踏まえて策定されるものと考えます。
2	KDDI 株式会社	異常な高額となったオークション結果が参照された場合、適切な方法が採用されないと標準的な金額が過度な高額になるおそれがあります。そのため、標準的な金額の過大に評価を防ぐことが可能となる原案に賛同いたします。	本報告書案への賛同意見として承ります。

6. 特定基地局開設料の標準的な金額に基づいた審査等の在り方

No.	意見提出者	提出された意見	考え方
1	株式会社 NTT ドコモ	「標準的な金額を著しく下回ると判断する際の基準となる金額」の設定については、事業者の過度な負担につながるような設定、設定された金額の考え方等の公表を要望します。	標準的な金額を著しく下回ると判断する際の基準となる金額の設定につきましては、報告書案において、「予見可能性を高める観点から、その考え方を可能な限り明確にして、総務省のホームページに掲載すること等によりあらかじめ公開することが望ましい」としております。
2	ソフトバンク株式会社	「標準的な金額を著しく下回ると判断する際の基準となる金額」については、周波数の割り当てごとに明示することが示されていますが、「著しく下回ると判断する際の基準となる金額」の設定にあたって当該金額の下限値や、割り当て周波数帯・既存システムの移行有無等、多くの要素を考慮する必要があると考えます。 加えて、「標準的な金額」を下回った場合、その申請については絶対審査基準において排除することを踏まえれば、事業者にとって予見可能性が高いことに加えて、事業者の財務的基盤の優劣により、申請する事業者が限定されることがないような金額設定であることも重要です。 したがって、「標準的な金額を著しく下回ると判断する際の基準となる金額」の設定においては、事業者の意見を募りながら、慎重に検討を進めていただくことを希望します。	事業者の意見の反映につきましては、標準的な金額を著しく下回ると判断する際の基準となる金額が明示された開設指針に基づく開設計画の認定(周波数の割当て)に当たって、既存の携帯電話事業者のみならず、新規の法人が開設計画の申請を行う可能性もあるため、公平性の観点から既存事業者の意見等を反映できる場を設定することは適切ではないと考えます。 標準的な金額を著しく下回ると判断する際の基準となる金額の設定につきましては、報告書案において、「予見可能性を高める観点から、その考え方を可能な限り明確にして、総務省のホームページに掲載すること等によりあらかじめ公開することが望ましい」としております。
3	KDDI 株式会社	帯域の特性や他システムとの共用、終了促進措置等の条件によっては、基地局展開コスト自体が高額となる可能性があります。電波の有効利用及び携帯電話市場の競争促進が電波利用の発展において重要な要素であることから、「標準的な金額を著しく下回る金額」の設定については、開設指針の策定において都度慎重な検討が必要であると考えます。	標準的な金額を著しく下回ると判断する際の基準となる金額の設定につきましては、報告書案において、「予見可能性を高める観点から、その考え方を可能な限り明確にして、総務省のホームページに掲載すること等によりあらかじめ公開することが望ましい」としております。
4	楽天モバイル株式会社	本報告書においては、標準的な金額の上限を上回る金額の提示が可能となっていますが、上限を上回る金額の提示を可能とすると特定基地局開設料が高額化するおそれがあり、高額化により有利となる規模の大きい事業者が、より多くの周波数を獲得することとなれば、公正な競争が阻害され携帯電話料金が高止まりするおそれがあります。 結果として国民の不利益につながりかねない特定基地局開設料の高額化を防ぐためには、提示可能な金額は上限までとすべきと考えます。あるいは、上限を上回る金額の提示を可とする場合には、審査時に、上限を上回る金額を提示し	特定基地局開設料制度においては、Society 5.0 時代に向けて、電波利用のニーズが飛躍的に拡大すると見込まれる中、周波数の経済的価値をより高く評価し、電波の更なる有効利用により多くの収益を上げようとする者に周波数が割り当てられることによって、電波の更なる有効利用を確保するために導入されたものです。 したがって、開設計画の認定(周波数の割当て)に当たって、標準的な金額を上回る金額を提示した申請者は、収益を上げる観点からの創意工夫により電波をより有効利用しようとするものの表明であり、より高く

		た者と上限の金額を提示した者の両者に同じ点数を配点すべきと考えます。	評価されるべきであることから、標準的な金額を開設指針において明示するに当たっては、申請可能な上限額を設定するのは適当ではないと考えます。 また、標準的な金額を上回る金額を提示した申請者と当該金額の上限額を提示した申請者の比較審査におけるそれぞれの配点につきましては、総務省における今後の開設指針の策定の参考とされることが適当であると考えます。
--	--	---	---

7. その他

No.	意見提出者	提出された意見	考え方
1	個人	先進国の規準から算定しなさい。	標準的な金額の算定に当たっては、先進国を含む他国のオークション結果をベンチマークとする「比較法」を用いることが適当と考えております。
2	株式会社 NTT ドコモ	特定基地局開設料が高騰することにより、事業者の過度な負担となり、ネットワークの品質低下等が生じないような制度の運用を要望します。 また、本特定基地局開設料が、Society5.0 の基盤への投資に充当されることを要望します。 標準的な金額の明示の際に、比較対象としたオークション結果についての考え方等についても公表を要望します。	特定基地局開設料制度においては、Society 5.0 時代に向けて、電波利用のニーズが飛躍的に拡大すると見込まれる中、周波数の経済的価値をより高く評価し、電波の更なる有効利用により多くの収益を上げようとする者に周波数が割り当てられることによって、電波の更なる有効利用を確保するために導入されたものです。他方で、ご指摘のとおり、電波の一層の有効利用を促進するための制度であることから、事業者にとって過度な負担が生じること等により、我が国の携帯電話インフラの整備が遅れるといった事態が生じないよう、適切に制度を運用していくことが重要であると考えています。 したがって、標準的な金額の算定に当たっては、本報告書案に基づき算定されるとともに、必要に応じて有識者からの意見等を反映できる場を設定し、その意見を反映することなどにより、標準的な金額を過小又は過大に評価することのないようにすることが適当であると考えます。 特定基地局開設料につきましては、開設計画の認定を受けた者によって、国庫に納付されるとともに、その収入は、電波法第 103 条の4第1項の規定に基づき、Society5.0 の実現に資する施策に充当されることとなっております。 比較対象としたオークション結果の考え方につきましては、報告書案において「標準的な金額の算定に当たっての考え方は、総務省のホームページに掲載するなど、あらかじめ公表することが望ましい」としており、比較対象とした各国のオークション結果も標準的な金額の算定に当たっての考え方に含まれるものと考えます。
3	ソフトバンク株式会社	Society5.0 の早期実現に向けては、全国 5G とローカル 5G のそれぞれの事業者で基盤整備を推進していくことが必要不可欠であり、最終的には利用者の通信環境向上に寄与するものと承知をしています。	本制度に相当する負担の在り方につきましては、標準的な金額の算定に当たっての考え方等を示した本報告書案の内容とは直接関係がないと考えますが、総務省における今後の施策の参考とされることが適当で

		特に、ローカル 5G では、地方創生や国内産業の活性化に重要な役割を果たしていくことが期待されており、自営利用や中小企業における活用に加えて、例えば、東日本電信電話株式会社及び西日本電信電話株式会社、日本電気株式会社、富士通株式会社のように財務的基盤が盤石な大手事業者による収益をあげることを前提にした新たなビジネスモデルの構築も見込まれています。 昨今の電波ニーズの高まりを踏まえた上で、電波のさらなる有効活用の推進に向けては、このようなローカル 5G 事業者等も含め、継続的な収益をあげることを目的として、経済的価値が高いと考えられる周波数帯域を利用する場合には、公平性の観点からも、携帯電話事業者に限らず、本制度に相当する負担の在り方についても、具体的な検討を進めていくことが必要であると考えます。	あると考えます。
4	楽天モバイル株式会社	3G・4G 用として既に多くの帯域が割当済みの 3.6GHz 以下の周波数帯については、これまで特定基地局開設料の金銭的負担なく周波数が割り当てられています。よって本制度を同周波数帯に適用した場合、特定基地局開設料制度の制度化前後で、周波数の割当てを受けるコストに不公平が生じます。このため、本制度は、3.6GHz 以下の周波数帯の割当てには適用対象外とすることが適当であると考えます。また公正な競争の促進の観点から、周波数の割当てが限定的な事業者に対する特定基地局開設料の納付の免除又は減免といった措置や、他国で行われているような、周波数の割当てが限定的な事業者に優先的に割当てするような措置を要望します。 この度の新型コロナウイルスの流行により、経済環境が悪化していることに加え、これまでの場所的な概念に捉われない働き方が注目されており、低廉な料金で利用できる移動通信サービスへのニーズが更に高まるものと考えます。そのニーズへの対応を促進するために、今後の制度改正に当たっては、開設計画の審査に項目として追加される「周波数の経済的価値」に加え、1 契約者当たりの平均通信料金などに着目した「低廉な料金によるサービス提供」の項目を追加していただくことを要望します。	特定基地局開設料制度においては、Society 5.0 時代に向けて、電波利用のニーズが飛躍的に拡大すると見込まれる中、周波数の経済的価値をより高く評価し、電波の更なる有効利用により多くの収益を上げようとする者に周波数が割り当てられることによって、電波の更なる有効利用を確保するために導入されたものです。したがって、現行の法制度上、周波数帯の帯域ごとに特定基地局開設料の適用の有無が判断されるものではなく、また、既に割り当てられている周波数の多寡によって、特定基地局開設料の免除や減免等の措置がなされるものでもないと考えます。 開設計画の審査項目の追加につきましては、標準的な金額の算定に当たっての考え方等を示した本報告書案の内容とは直接関係がないと考えますが、総務省における今後の施策の参考とされることが適当であると考えます。